

国保だより

— 第 10 号 —

発行 宮城県国民健康保険団体連合会
 仙台市青葉区上杉1-2-3
 TEL 022-222-7075 (審査業務課)
 022-222-7170 (審査管理課)
<http://www.miyagi-kokuho.or.jp/>

お知らせ

インターネットホームページの開設について

平成16年4月19日から本会のホームページを開設いたしました。国民健康保険等の請求に関する情報を提供しておりますのでご利用願います。

ホームページアドレス <http://www.miyagi-kokuho.or.jp/>

平成16年度診療報酬点数表等の一部改正に伴う注意点について

平成16年4月診療分から診療報酬点数表等の一部改正が行われたところですが、下記事項について算定誤り等がありましたので、今後の請求に際しご留意願います。

① 外来診療料における注2の変更に伴い、包括検査等の項目が増えておりますので、**ご注意ください。**

(参考) 医科診療報酬点数表

項 目	現 行	改 正
第1章 基本診療料 第1部 初・再診料 第2節 再診料 外来診療料 (点数の見直し) (注の変更) ※外来診療の見直し	<p style="text-align: center;">68点 72点</p> <p>注2 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次に掲げるものは、外来診療料に含まれるものとする。</p> <p>イ 尿中一般物質定性半定量検査 ロ 尿沈査顕微鏡検査 ハ 糞便検査 潜血反応検査 ニ 血液形態・機能検査 赤血球沈降速度測定、末梢血液一般検査、末梢血液像 ホ～ツ (略)</p>	<p>注2 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次に掲げるものは、外来診療料に含まれるものとする。</p> <p>イ 尿検査 区分番号D000からD002までに掲げるもの ロ 糞便検査 区分番号D003に掲げるもの ハ 血液形態・機能検査 区分番号D005(17骨髄像を除く。)に掲げるもの ニ～レ (略) ソ 介達牽引 ツ (略)</p>

② 特定疾患処方管理加算に長期投与加算が新設されました。

(参考)

項 目	現 行	改 正
第5部 投 薬 第2節 処方料 処方料 (注の新設) ※長期投薬に係る技 術の評価	(新設)	注6 注5に規定する場合であって、処方期間が28日以上の場合、月1回に限り、1処方につき45点を加算する。ただし、この場合において、同一月に注5の加算は算定できない。
第5節 処方せん料 (注の新設) ※長期投薬に係る技 術の評価	(新設)	注4 注3に規定する場合であって、処方期間が28日以上の場合、月1回に限り、処方せんの交付1回につき45点を加算する。ただし、この場合において、同一月に注3の加算は算定できない。

(質疑応答) 平成16年3月30日事務連絡厚労省保険局医療課疑義解釈資料

〔特定疾患処方管理加算〕

問 15点の加算は特定疾患を主病とする患者に対する主病以外に対する投薬についても算定できたが、45点の加算も同様と考えてよいか。

答 45点の加算は特定疾患に対する28日以上投薬のみが対象である。

問 例えば4月1日に28日分投与して、4月29日に28日分投与しても45点は算定不可なのか。

答 月1回に限り算定できる。

問 同一月に15点と45点の併算定はできないと考えてよいか。

答 そのとおり。

問 月初めに14日分の投薬を行い15点を算定した。その後月の中頃に28日分の投薬を行った場合は、月初めの15点の算定を取り消し、45点の算定としてよいか。

答 よい。

問 28日分投与する薬剤と同時に処方した薬剤がたとえば14日分であった場合、45点の加算は算定できるのか。

答 特定疾患に対する薬剤の投与日数が28日以上であれば算定できる。

問 外用薬も対象となるのか。

答 特定疾患に対する投薬であれば外用薬でも算定できる。

③ 在宅酸素療法指導管理料について

在宅酸素療法指導管理料の算定に当たっては、動脈血酸素分圧の測定数値を記載することになりましたので、記載漏れにご注意ください。

④ 酸素の価格について

酸素の購入単価をご確認ください。購入単価が上限（公定）単価を上回る場合は、上限（公定）単価での請求になります。

（参考）酸素の上限（公定）単価

酸素吸入の他酸素又は窒素を使用した診療に係る酸素又は窒素の価格は、「酸素及び窒素の価格（平成2年3月厚生省告示第41号）」により定められており、その単価（単位：リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。）は、次のとおりである。

（1）離島等以外の地域に所属する保険医療機関の場合

液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽（CE）に係る酸素の単価 1リットル当たり 0.20円

可搬式液化酸素容器（LGC）に係る酸素の単価 1リットル当たり 0.30円

酸素ポンペに係る酸素の単価

大型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり 0.40円

小型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり 2.25円

（2）離島等に所在する保険医療機関の場合

液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽（CE）に係る酸素の単価 1リットル当たり 0.30円

可搬式液化酸素容器（LGC）に係る酸素の単価 1リットル当たり 0.45円

酸素ポンペに係る酸素の単価

大型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり 0.60円

小型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり 3.00円

※離島等において特別の事情があれば、地方社会保険事務局に事前に届け出たうえで購入価格で算定できます。ただし、前年度の購入単価を超えることはできません。

⑤ 医療材料の保険適用の可否及び価格について

特定保険医療材料及びその材料価格が改定されましたのでご確認ください。

お願い

1 被保険者証記号・番号等の記載について

レセプトに記載された記号番号、性別、生年及び老人医療受給者番号の誤記（誤入力）が見受けられますので、確認の上、記入（入力）くださるようお願いいたします。

なお、国保だより第9号（平成16年2月）で既にお知らせしているところですが、平成16年4月から宮城県歯科医師国保組合（043018）の被保険者証の記号・番号が変更になっておりますので、ご確認ください。

2 仙台市41老人のレセプトの記載方法等について

この場合の記載については次のようになりますが、特に「本人・家族」欄で外来の場合は、「2本外」または「6家外」に、入院の場合は、「1本入」または「5家入」を○で囲んでください。

（例）外来の場合

← 保険種別欄		→ 「本人・家族欄」 →	
① 社・国	3 老人	1 単 独	2 本 外
		② 2 併	4 三 外
2 公 費	4 退 職	3 3 併	6 家 外
			8 高外9
			0 高外8
			給付割合
			10 9 8
			7 ()

※（注1）前期高齢者については、41老人は非該当になります。

（注2）「8高外9」、「0高外8」には○をつけないでください。

（注3）点数算定に際し、「老人診療報酬点数表」は該当しません。

* その他の記載方法については、本会のホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。

3 「特記事項」欄の記載について

患者の疾病または負傷が第三者の不法行為（交通事故等）によって生じたと認められる場合のレセプトの「特記事項」欄には、コード「10」、略号「第三」と明示くださるようお願いいたします。

また、私病が伴う場合は、事故以外の疾病に関する医療費の部分に下線を施してくださるようご協力をお願いいたします。

ご注意（お願い）

※宅配、郵送等で、社保レセプトを誤って送付される機関が見受けられますので、確認の上、送付されますようお願いいたします。

※他県分の医療費助成申請書（乳幼児・心身障害者・母子父子家庭）については、該当県の市町村に直送願います。

お知らせ

1 県内保険者の給付割合について

平成16年4月1日付けで給付割合が変更となった保険者がありますので、ご留意願います。

宮城県単独医療助成制度	6歳に達した日の属する年度の末日まで入院10割 3歳未満児外来10割
-------------	---------------------------------------

保険者名 (保険者番号)	対象疾病	対象被保険者及び給付割合等
仙 台 市 (4016) (4024) (4032) (4040) (4057)	全疾病	4歳未満児外来10割
塩 竈 市 (0030)	〃	4歳未満児外来10割
白 石 市 (0063)	〃	4歳未満児外来10割
名 取 市 (0071)	〃	4歳未満児外来10割
岩 沼 市 (0113)	〃	4歳未満児外来10割
七ヶ宿 町 (0139)	〃	小学校卒業までの者10割
川 崎 町 (0170)	〃	4歳未満児外来10割
丸 森 町 (0188)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
亘 理 町 (0196)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
山 元 町 (0204)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
松 島 町 (0220)	〃	4歳未満児外来10割
七ヶ浜 町 (0238)	〃	4歳未満児外来10割
大 和 町 (0261)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
大 郷 町 (0279)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
富 谷 町 (0287)	〃	4歳未満児外来10割
三 本 木 町 (0352)	〃	4歳未満児外来10割
鹿 島 台 町 (0360)	〃	4歳未満児外来10割
涌 谷 町 (0394)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
築 館 町 (0436)	〃	4歳未満児外来10割
若 柳 町 (0444)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
迫 町 (0535)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
登 米 町 (0543)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
東 和 町 (0550)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
中 田 町 (0568)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
豊 里 町 (0576)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
米 山 町 (0584)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
石 越 町 (0592)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
南 方 町 (0600)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
鳴 瀬 町 (0667)	〃	小学校就学の始期に達するまでの者外来10割
加 美 町 (0758)	〃	小学校1学年修了までの者10割

保険者名 (保険者番号)	対象疾病	対象被保険者及び給付割合等
歯科医師国保組合 (3018)	全疾病	組合員・従業員 8割
医師国保組合 (3026)	〃	組合員・従業員 8割
建設業国保組合 (3034)	〃	組合員 9割

2 レセプト提出日

診療月	提出期限
6月	7月12日 (月)
7月	8月10日 (火)
8月	9月10日 (金)
9月	10月12日 (火)

※提出期限は上記のとおりとなっておりますが、早期提出にご協力をお願いいたします。

◎6月診療分のレセプトは7月9日(金)まで、9月診療分のレセプトは10月8日(金)までに提出くださるようご協力をお願いいたします。
◎6月診療分の電子レセプトは7月9日(金)まで、9月診療分の電子レセプトは10月8日(金)までに提出願います。

3 診療報酬支払予定日

診療月	支払予定日
5月	7月29日 (木)
6月	8月30日 (月)
7月	9月29日 (水)
8月	10月28日 (木)

*** 国民健康保険被保険者証を無効とすることについて**

このことについて、宮城県保健福祉部から、下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

記

保険者番号・保険者名	340596 広島県加茂郡黒瀬町
被保険者証の記号・番号	18955245
被保険者証の交付年月日	平成15年10月1日
このことに関する問合せ先	黒瀬町 町民課 国保年金係 電話 0823-82-0201

保険者番号・保険者名	450684 宮城県児湯郡新富町
被保険者証の記号・番号	06777
被保険者証の交付年月日	平成15年11月1日
このことに関する問合せ先	新富町 町民課 国保老健係 電話 0983-33-6072

保険者番号・保険者名	450742 宮城県東臼杵郡東郷町
被保険者証の記号・番号	宮33 番号 3689
被保険者証の交付年月日	平成16年6月3日
このことに関する問合せ先	東郷町 住民課 国民健康保険係 電話 0982-69-3902